

第3回いすみ市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年3月9日(木) 午後3時00分

2 開催場所 いすみ市岬公民館 1階 大会議室

3 出席委員(13名)

1番 藤平 正一 2番 織本 幸一 3番 鈴木 茂雄

4番 吉清 哲司 5番 池田 誠 6番 中村 好男

7番 三枝 正直 8番 高橋 奈緒美 9番 高浦 伸芳

10番 麻生 等 11番 福山 博久 12番 松崎 秋夫

13番 吉野 鋭致

4 欠席委員(0名)

5 提出議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 令和4年度第11次農用地利用集積計画(案)について

議案第5号 非農地判断について

議案第6号 令和5年度標準農作業賃金(案)について

議案第7号 農地法(昭和27年法律第229号)第3条第2項第5号に規定する面積(下限面積)を廃止する告示(案)について

議案第8号 いすみ市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の改定(案)について

その他

(開会 午後3時05分)

事務局 委員の皆様、お疲れ様でございます。

ただいまから、令和5年第3回農業委員会総会を開会いたします。

定数の確認をさせていただきます。

本日は、委員総数13名全員の出席となっております。

よって、出席委員は過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。

それでは、開会に際しまして、藤平会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 (挨拶)

事務局 それでは、いすみ市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。

会長 審議に入る前に議事録署名人を指名させていただきます。

議席番号4番、吉清委員、議席番号10番、麻生委員をお願いいたします。

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請案件について、ご説明いたします。

番号1及び2につきましては関連するため、まとめてご説明いたします。

譲渡人理由は、譲受人の要望に応じるためです。譲受人理由は、所有農地に近く耕作に便利のためです。

番号1、申請土地、松丸字島間、地目、田、〇〇〇〇㎡。

番号2、申請土地、松丸字島間、地目、田、〇〇〇〇㎡。

権利内容は、交換による所有権移転となります。図面番号は1です。

番号3、譲渡人理由は、相続にて取得したが高齢で耕作出来ないためです。譲受人理由は、農業経営規模拡大のためです。

申請土地、引田字坂下、地目、畑、〇〇〇〇㎡。

権利内容は、売買による所有権移転。図面番号は2です。

番号4から7は同一の譲渡人のため、まとめてご説明いたします。

譲渡人理由は、番号4から6は遠方に居住し高齢で耕作出来ないためです。番号7は相続にて取得したものの耕作出来ないためです。譲受人理由は、番号4から6は農業経営規模拡大のためです。番号7は所有農地に隣接し耕作に便利なためです。

番号4、申請土地、大野字向田、地目、田、〇〇〇〇㎡。ほか〇〇筆。〇〇筆合計〇〇〇〇㎡。

番号5、申請土地、大野字宮下、地目、田、〇〇〇〇㎡。ほか〇〇筆。〇〇筆合計〇〇〇〇㎡。

番号6、申請土地、大野字中町、地目、田、〇〇〇〇㎡。ほか〇〇筆。〇〇筆合計〇〇〇〇㎡。

番号7、申請土地、大野字宮下、地目、田、〇〇〇〇㎡。ほか〇〇筆。〇〇筆合計〇〇〇〇㎡。

権利内容は、売買による所有権移転となります。図面番号は3です。

番号8及び9につきましても関連するため、まとめてご説明いたします。譲渡人理由は、譲受人の要望に応じる為です。譲受人理由は、番号8は自宅に近く耕作に便利なため、番号9は所有農地に近く耕作に便利なためです。

番号8、申請土地、長志字宮ノ脇、地目、田、〇〇〇〇㎡。

番号9、申請土地、長志字香取前、地目、田、〇〇〇〇㎡。

権利内容は、交換による所有権移転となります。図面番号は4です。

以上で説明を終わります。ご審議の方よろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

三 枝 委 員 番号1及び番号2について、7番、三枝委員の補足説明をお願いします。

三 枝 委 員 はい。7番、三枝です。

事務局からの説明のとおり、交換して使うということで、今までも耕作していますので何ら問題ないと思います。よろしく願いいたします。

議 長 続きまして、番号3について、11番、福山委員の補足説明をお願いいたします。

福 山 委 員 はい。11番の福山です。

こちら事務局の説明のとおりです。こちらは今、畑ということで現在槇の木が植えてあります。譲渡人は、この木を手入れしていたとおっしゃっていました。譲受人も特に問題ないと思います。ご審議よろしく願いいたします。

議長 続きまして、番号4から番号7までについて、8番、高橋委員の補足説明をお願いいたします。

高橋委員 はい。8番、高橋です。

高齢で耕作できないということで、それぞれ隣の農地を持つ方に所有が移るという感じです。6番の〇〇さんにおきましては、7年前に新規就農された方で、畑も増やしていきたいと言っていました。耕作もされているので、何ら問題はないと思います。ご審議の方よろしく願いします。

議長 続きまして、番号8及び番号9について、9番、高浦委員の補足説明をお願いいたします。

高浦委員 はい。9番、高浦です。

8番、9番、それぞれ所有権を受けようとする農地に隣接しているということで、道路を挟んで右と左に分かれる農地なので、耕作しやすいために交換するとのこと。何ら問題はないと思います。よろしく審議お願いいたします。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようございますので、原案のとおり決することに、ご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第1号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第2号、農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う計画変更承認申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号、農地法第5条の規定に基づく許可後の承継を伴う計画変更承認申請について、ご説明いたします。

番号1、本件土地は岬町和泉辻の田、〇〇〇〇㎡です。大正堰の南側に位置します。図面番号5です。

当初計画内容、専用住宅用地。当初許可年月日、平成〇〇年〇〇月〇〇日許可。当初許可指令番号、千葉県夷振指令第〇〇号の〇〇〇〇。

変更理由、母が住宅建築目的で許可を得たものの、計画を実現できずに他界し、相続により取得したが使い道がなく、承継者からの申し出を受け、譲る事にした。

承継計画はキャンプ場及び駐車場〇〇台です。

本申請と同時に農地法第5条の規定による許可申請がなされております。議案第3号、番号11です。

申請地は小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当します。

承継者である譲受人は、現在、埼玉県在住ですが、海に近く、のどかな環境が気に入り、自己の休暇を過ごすためのキャンプ場と駐車場を整備します。

権利の内容は、売買による所有権移転です。

所要資金は〇〇万円で自己資金にて行います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。番号1について、13番、吉野委員の補足説明をお願いいたします。

吉野委員 はい。吉野です。

ただいま説明されたとおりでありまして、何ら問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することに、ご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

番号1及び番号2は同一案件のため、一括で説明いたします。

本申請は、令和5年第1回農業委員会総会にて許可相当の議決を得ましたが、令和5年2月2日付けで許可申請取下願が提出され、計画内容を精査し、再度申請を受け付けたものです。

本件土地は、荻原堀切下の田と畑、〇〇〇〇㎡で、農地以外の筆を合わせた全体計画は〇〇〇〇㎡です。堀切集会所の南東に位置します。図面番号6です。

申請地は、農振農用地に隣接し、10ヘクタール以上の広がり内の農地であることから第1種農地に該当し、原則として許可できませんが、土石等の資源の採取の事業に供するため、例外的に許可できるものと考えます。

転用目的は基地用地です。基地とは坑井より生産のガスかん水を分離し送る設備です。

権利の内容は、売買による所有権移転です。

所要資金は、約〇〇億〇〇〇〇万円で自己資金にて行います。

番号3、本件土地は荻谷中宿の田、316㎡で、荻谷公園の西側に位置します。図面番号7です。

申請地は、国吉駅から300m以内の農地であるため、第3種農地に該当します。

転用目的は、貸駐車場、〇〇台です。

譲受人は、申請地に隣接する住宅、倉庫への進入路として使用していた土地が借りられなくなったため、申請地に新たに駐車場及び進入路を設置して貸付けを行います。埋立ては行わず、整地のみ行います。

排水は雨水のみで、自然浸透とします。

権利の内容は、売買による所有権移転です。

全体の所要資金は、〇〇〇〇万円で自己資金にて行います。

番号4、本件土地は、大野宮原の田、〇〇〇〇㎡で、宮原キャンプ場の南側に位置します。図面番号8です。

申請地は、3筆のうち2筆が小集団の生産性の低いことから第2種農地に該当し許可できるものです。残りの1筆は農振農用地に該当し、原則として許可できませんが、一時転用で、事業目的達成のために農地を一時的に利用することが必要と認められる事から、例外的に許可し得るものと考えます。

転用目的は、土砂等の利用による農地造成です。湿地状態で耕作のしづらい田を嵩上げして畑へと改良しようとするものです。

埋立ての事業計画は、最大1.6m、平均1.2mほど埋立てを行います。

法面の勾配は、30度の安定勾配で仕上げ、土砂の崩落を防止します。

また、埋立てのための土砂は、東京都北区及び板橋区の配水小管布設替及び工業用水道配水管撤去工事等から搬入する発生土、3,669㎡を使用します。

排水については、既存の暗渠管を通じ、放流します。

権利の内容は、許可日から令和6年1月17日までの使用貸借権の設定です。

土地使用と搬入費用を相殺するため、費用は掛かりません。

他法令の関係は、小規模埋立て条例について令和5年2月27日付で環境保全課に許可申請済、道路法について、夷隅土木事務所に協議中となっております。

番号5、本件土地は、正立寺伊南の田で花園橋の東側に位置します。図面番号9です。

申請地は、小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地に該当します。

転用目的は、配管工事に伴う作業用地です。借主は申請地近隣において埋設中の配管の入れ替え工事を計画しており、申請地を借受け、

作業用地として使用します。

埋立ては行わず、整地後、土木シートを敷き、その上に鉄板を敷きます。

用水は設置なし、排水は雨水のみで自然浸透とします。

権利の内容は、賃貸借権設定、期間借地です。

全体の所要資金は、〇〇〇〇万円で自己資金にて行います。

番号6、本件土地は、日在天神原の畑〇〇〇〇m²で、大山神社の北側に位置します。図面番号10です。

申請地は、土地改良事業施行区域内の農地であるため第1種農地に該当し、原則として許可できませんが、周辺地域居住者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、例外的に許可できるものと考えます。

転用目的は駐車場、〇〇台です。

譲受人は、製材等の業務を行う法人で従業員数に対し、駐車場が不足していることから申請地を取得し、従業員用の駐車場を整備します。

用水は設置なし、排水は雨水のみで自然浸透とします。

権利の内容は、売買による所有権移転です。

全体の所要資金は、〇〇〇〇万円で自己資金にて行います。

番号7、本件土地は、小池埋田の畑、〇〇〇〇m²で大原自動車教習所の北側に位置します。図面番号11です。

申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当します。

転用目的は太陽光発電施設で、太陽光パネル176枚を設置するものです。

権利の内容は、地上権設定です。

所要資金は、〇〇〇〇万円で自己資金にて行います。

他法令の関係は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法について、平成30年5月29日付けで事業認定済です。

番号8から番号10は同一案件のため、一括で説明いたします。

本件土地は、岬町中原富士ノ下の田、〇〇〇〇㎡でコンビニエンスストアの西側に隣接します。図面番号12です。

申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地に該当します。

転用目的は事務所、〇〇㎡、駐車場、〇〇台、ユニットハウス展示場です。

譲受人は、ユニットハウス販売等を行う法人であり、今回茂原店以南の外房周辺に事業展開を行う上で店舗が必要となり、土地を求めていたところ、国道沿いで交通の利便性の高い申請地を選定しました。

土砂による埋立てを行います。埋立ての事業計画は、0.71mほど埋立てを行います。

法面の勾配は、30度の安定勾配で仕上げ、土砂の崩落を防止します。

また、埋立てのための土砂は、大多喜町の建材業者から購入する土1,292立方メートルを使用します。

用水は市営水道、排水について、雨水は自然浸透、汚水及び雑排水は合併浄化槽で処理後、前面の水路へ放流します。

権利の内容は、賃貸借権設定です。

所要資金は、〇〇〇〇万円で自己資金にて行います。

他法令の関係は、小規模埋立て条例について、令和5年3月7日付けで環境保全課に許可申請済です。道路法について、夷隅土木事務所に協議中です。

番号11は、議案第2号、番号1と同一案件の為説明を省略させていただきます。

番号12、本件土地は、岬町東中滝下畑の田〇〇〇〇㎡で、岬橋の西側に位置します。図面番号13です。

申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地に該当します。

転用目的は、貸店舗、〇〇〇〇㎡、駐車場、〇〇台及びドッグラン

です。

譲受人は、市内で不動産業を営んでおり、広い土地でリハビリの運動を兼ねた広場を併用できる動物病院の開設を考えており、本申請地を選択しました。

用水は市営水道、排水について、雨水は自然浸透、汚水及び雑排水は敷地内既設のヒューム管に放流します。

権利の関係は、売買による所有権移転です。

所要資金は、約〇〇〇〇万円で借入金にて行います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1及び番号2について、7番、三枝委員の補足説明をお願いいたします。

三 枝 委 員 はい。7番、三枝です。

事務局からの説明のとおり、何ら問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議 長 続きまして、番号3について、2番、織本委員の補足説明をお願いいたします。

織 本 委 員 2番の織本です。

この土地は住宅地の真ん中にあり、問題ないと思います。ご審議、よろしく申し上げます。

議 長 続きまして、番号4及び番号5について、8番、高橋委員の補足説明をお願いいたします。

高 橋 委 員 8番、高橋です。

4番につきましては、とても水捌けの悪い田んぼで、ここを造成してブルーベリー畑にする案件でしたので、この農地造成については、問題ないと思います。

5番につきましては、事務局の説明のとおり、配管工事を行う間の期間設定の資材置き場ということで、弄らずに鉄板を置いて使うとのことでしたので、問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議 長 続きますして、番号6について、4番、吉清委員の補足説明をお願いいたします。

吉 清 委 員 はい。4番、吉清です。

事務局の説明のとおりでございます。図面を見ていただきたいのですが、国道からちょっと中に入ったところで、その図面の一番上の方、大きな建物が色塗りされていますが、そこが会社でございます。製材工場ですね。何ら問題ないと思いますので、よろしくをお願いいたします。

議 長 続きますして、番号7について、5番、池田委員の補足説明をお願いいたします。

池 田 委 員 はい。

申請地は旧国道128号線沿いに位置し、休耕地です。その周辺は西側、道路から見た場合、後ろ側ですね、河川がありまして、一般住宅、飲食店等があり、農地としての広がりは見られない第2種の区域であり、さらに周囲の関係者に説明を行っています。また、譲受人は同じ小池地先において平成30年7月に2か所、8月に1か所、さらに令和2年12月に1か所、太陽光発電施設の許可を受けており、問題ないものと思われま。以上です。

議 長 続きますして、番号8から番号11までについて、13番、吉野委員の補足説明をお願いいたします。

吉 野 委 員 はい。13番、吉野です。

この件につきましては、水田となっておりますが、荒れた田んぼでありまして、国道のすぐ近くなので、農業に支障は無いと思います。隣接する農地も有りませんので、問題無いと思います。よろしくをお願いいたします。

議 長 続きますして、番号12について、10番、麻生委員の補足説明をお願いいたします。

麻 生 委 員 はい。10番、麻生です。

事務局の説明にあつたとおり、動物の診療所、ドッグランということで、今まで多少、荒れていた土地なのですけれども、施設が出来ることによつて、周辺もきれいになると思いますので、特に問題ないと思いますので、よろしくをお願いいたします。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することに、ご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第4号、令和4年度第12次農用地利用集積計画（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、令和4年度第12次農用地利用集積計画（案）につきまして、ご説明いたします。

いすみ市長より、令和5年2月16日付けで、農用地利用集積計画決定依頼がありました。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経ることが定められております。

内容につきましては、議案書に記載のとおりで、合計は14ページに記載させて頂いております。

賃借権15件、使用貸借権2件、貸付者16名、借受者16名、

田、64,257㎡、畑、1,465㎡、樹園地、1,465㎡でございます。

以上の計画（案）は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することに、ご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第5号、非農地判断についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号でございますが、説明の前に議案の訂正がございます。

申請番号2及び申請番号4の案件につきましては、所有者である申請人より取下げの申出がありましたので、削除をお願い申し上げます。また、追加資料としまして、それぞれ現地の写真をお配りしております。

それでは、議案第5号、非農地判断についてご説明申し上げます。

番号1、申請土地、山田字古池部田、地目、畑、〇〇〇〇㎡。外〇〇筆。〇〇筆合計〇〇〇〇㎡です。

図面番号14番です。

現地は自然荒廃により非農地化し、耕作の計画もないとの事から、非農地通知の申し出があったものです。3月6日に藤平会長、高浦委員、寺田推進委員、農業委員会事務局2名により現地確認を実施しております。現況は、お手元配布資料、右肩1番の写真のとおり原野化している状態であり、非農地判断を頂きましたら、農地台帳上の現況地目を原野に変更いたします。

番号3、申請土地、下布施下谷堀砦、地目、田、〇〇〇〇㎡。外〇〇筆。〇〇筆合計〇〇〇〇㎡です。

図面番号16番です。

現地は自然荒廃により非農地化し、耕作の計画もないとの事から、非農地通知の申し出があったものです。3月6日に藤平会長、鈴木委員、高島推進委員、農業委員会事務局2名により現地確認を実施しております。現況は、お手元配布資料、右肩3番の写真のとおり山林化している状態であり、非農地判断を頂きましたら、農地台帳上の現況地目を山林に変更いたします。

番号5、申請土地、岬町井沢字風呂川、地目、田、〇〇〇〇㎡。外〇〇筆。〇〇筆合計〇〇〇〇㎡です。

図面番号18番です。

現地は自然荒廃により非農地化し、耕作の計画もないとの事から、非農地通知の申し出があったものです。3月6日に藤平会長、松崎委

員、佐久間推進委員、農業委員会事務局2名により現地確認を実施しております。現況は、お手元配布資料、右肩5番の写真のとおり原野化している状態であり、非農地判断を頂きましたら、農地台帳上の現況地目を山林に変更いたします。

以上で説明を終わります。ご審議の方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1について、9番、高浦委員の補足説明をお願いいたします。

高浦委員 はい。9番、高浦です。

現地は細い、軽トラ1台がやっと通れる道を登って行って、山のほぼ頂上あたりの農地ですが、見た感じは、かつてここが農地だったのかと、写真を見て頂いてのとおりですので、問題は無いと感じます。よろしく願いいたします。

議長 続きまして、番号3について、3番、鈴木委員の補足説明をお願いいたします。

鈴木委員 はい。3番、鈴木です。

事務局から説明がありましたとおり、写真も見てもらって分かると思いますが、昭和時代までの減反政策後に、この田んぼなのですけれども作ってなくて、杉の木が樹齢で30年位のが立っている状態で、特に問題ないと思います。よろしく審議、お願いします。

議長 続きまして、番号5について、12番、松崎委員の補足説明をお願いいたします。

松崎委員 はい。12番、松崎です。

事務局説明のとおりで、写真を見てもらうと分かるのですが、確かに荒れているのですけれども、写真に写り込んでいるフェンスがあるようになっていまして、自分もこの近くを耕作していた期間があったのですが、その当時から耕作はされていない状況で、また、田んぼにはなっているのですが、埋め立てられている状況になっています。図面を見ると分かるのですが、隣接して住宅も建っていますので、農地としての機能は低いと思いますが、変更については、特に問題ないと思うのですけれども、その前に埋め立ててあった状況が引かかるわけですが、非農地判断については

問題ないと思われまますので、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

吉清委員 はい。

議長 吉清委員、どうぞ。

吉清委員 はい。4番、吉清です。

この頃、非農地がずいぶん増えているのですけれども、私の認識のなかでは、もう20年間、手が付けてない。また、それに伴う雑木とかが生い茂っている証が判断基準であるのですが、それで間違いではないですね。20年って確か聞いた記憶があるのですが。写真で現地の様子は分かるのだけれども、そうじゃなくて基準がどうなっているのか知りたいのだけれども。

議長 事務局、どうぞ。

事務局 はい。

農地転用関係事務指針。県が定めているものになりますが、そのなかで吉清委員のおっしゃるとおり「既に現況が農地又は採草放牧地以外の土地となっていることが明白なものうち、農地法所定の許可を得ないまま20年以上経過しており、かつ、この間、農地法第51条の規定による処分や関係行政機関からの勧告を受けていないもの」と記載がございます。

農地に許可を得ず建物等が建っているものについては、県が非農地証明を発行し、長期間耕作せずに放置された土地で単に雑草・灌木類が自生している状態のものは、農業委員会の議決をもって非農地通知で対応するとなっております。以上です。

吉清委員 ありがとうございました。

議長 他に質疑ございませんか。

池田委員 はい。

議長 池田委員、どうぞ。

池田委員 5番ですけれども、松崎さんが以前耕作されていたとのことですが、何年位前。

松崎委員 いや、この近くを耕作していまして。

池田委員 近くで耕作。

松崎委員 その耕作していた時からフェンスがあつてで。写真だと茶色くなっていますけど、その頃はまだフェンスがしっかりしていましたね。なので、ここが田んぼだったって、地目が田だったって今回、知ったくらいの場所ですね。

議長 よろしいですか。

池田委員 はい。

議長 他に質疑ある方はいらっしゃいますか。

議長 それでは、質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第6号、令和5年度標準農作業賃金（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第6号、令和5年度標準農作業賃金（案）につきまして、ご説明いたします。

標準農作業賃金につきましては、例年、この時期に農業委員会総会にお諮りし、決定したものを次年度の農作業賃金の目安として、広報いすみ4月号及び市ホームページに掲載し、情報提供をしているものでございます。

参考資料といたしまして、令和4年度の夷隅郡市標準農作業賃金表等の資料をお手元に配布させて頂いております。

また、令和5年度の各市町の動向を確認しましたところ、区分変更が多々ありましたので、表にまとめさせて頂いております。

各市町とも、この金額にて総会に上程し、審議をして頂く予定とのことであります。

いすみ市の令和5年度農作業標準賃金につきましては、

まず、一般農作業、300円上げまして、8,100円。

トラクター、昨年までは水田耕起と水田代かきを分けておりました

が、水田代かきに100円上げまして、10a当たり7,100円に統一。

田植機、200円上げまして、8,000円。

コンバイン、300円上げまして、18,200円。

乾燥調製、200円上げまして、3,000円。

畦塗は据え置きまして、50円。

とする提案をさせていただく次第です。

これらにつきましては、主には千葉県農業会議が設定した令和5年度の地域別農作業（手作業）標準料金、水田機械作業による標準料金に加えまして、他市町の動向を参考としております。

なお、育苗につきましては農協販売価格に合わせております。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。
委 員 なし。
議 長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第7号、農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5号に規定する面積（下限面積）を廃止する告示（案）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第7号、農地法第3条第2項第5号に規定する面積（下限面積）を廃止する告示（案）につきまして、ご説明いたします。

お手元の方に農地法第3条第2項第5号と農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律第5条の条文、また平成27年5月1日のいすみ市農業委員会告示第2号を復元したものを追加資料としまして用意させて頂いております。

農地法第3条第2項第5号につきましては、令和5年4月1日より施行となる農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律第5条

の規定により削除されることとなり、同日以降、改正前の農地法第3条第2項第5号に規定する面積、これは下限面積のことを申し上げておりますが、この要件は、適用されなくなります。

この下限面積につきましては、平成27年5月1日のいすみ市農業委員会告示第2号により、平成27年6月1日より、いすみ市内全域20a、2,000㎡となっております。

これは、農地法第3条で権利取得する場合に、経営耕作する農地の合計面積が20a、2,000㎡以上であることとの根拠となるものです。

これが農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、その効力が失われることから、廃止しようとするものでございます。

また、これに併せまして農地法第3条事務指針も修正いたします。
以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

高浦委員 はい。

議長 高浦委員。

高浦委員 結局のところ、下限は無い。

議長 事務局。

事務局 はい。

この4月1日からは下限面積の方は無くなりますので、ものすごく極端なことを言いますと1㎡から、農地を取得することが出来るようになります。全く農業をやられたことが無い方でも、面積だけで言えば1㎡からでも農地を取得することが出来るようになります。

ただし、農地を取得する場合、下限面積だけが審査対象ではありませんで、この他に年間150日以上農業従事、所有する農地の全部有効活用、地域との調和要件、この3つは残りますので、あくまでも無くなるのは下限面積だけとなります。

高浦委員 農業をやるよ、自体は良いのですよね。

事務局 はい。

農業をやるよ、は良いのですが、現実問題としたときに、小さい農地で年間150日以上労力を費やしますか、有効活用は面積が小さければ小さいほど問題ないと思います。地域との調和要件もありますが、こういったものがクリア出来るのかどうか、面積が小さければ小さいほど逆に問題になるのではないかなと現場サイドでは考えております。

あとは営農計画。

高浦委員 実質を見るのは大変ですよ。

事務局 新規でやりたいよといった方が出てきた場合に、面積が小さければ小さいほど営農計画、許可申請の添付書類の1つである営農計画を作るのが難しいのではないのかなと。小さくとも高収入を得られるものをやるということであれば話は別かとは思いますが、現実問題とするとどうなのかなと考えます。

高浦委員 入口で審査のハードルが高くなる。

事務局 今現在も営農計画書、これは新規就農ではなくとも、皆さんに作成してもらって添付して頂いておりますけれども、新規就農の場合には記入する項目が細かくなります。その農地でどのような作物を耕作するのかに加えまして、その作物の栽培から販売等に係る収支についてどのように考えているのか、機械類の保有や通作距離、自宅から農地までの距離がどのくらいの距離、時間になるのか、新規就農の場合にはこれらを作成して頂きまして、審議をして頂いておりますが、今までは下限面積、20a、2,000㎡以上がありましたので営農計画につきましては、逆に作りやすかったのではないかなと考えます。

下限面積が無くなり、小さい面積で取得をしたい。個人の方が家庭菜園レベルのものを取得したいといった案件が増えるのではないかと想定しておりますが、営農計画が作れるのかどうか。どうしても農地法というのが農地を守る農業を守る法律であることから、現場サイドとしましては整合性を見るのは大変になってくるのではないかなと想定しております。

池田委員 下限面積が撤廃ということですが、その他の3つは変わらない。

事務局 改定がありませんでしたので、資料は用意しておりませんが、年間150日以上農業従事と所有する農地の全部有効活用と地域との調和要件の

3つはそのままとなります。今まではこれに下限面積があつて、4つとなつておりました。その下限面積が無くなりますというのが今回の案件です。

基となる法律が無くなるのであれば、やらなくても良いのではないかと考える方もいらっしゃるかととも思いますが、別段面積を定め、公示している農業委員会は廃止するための手続を行うことが適当との国からの通知に基づきましての議案となります。

議長 他に質疑ありますか。

松崎委員 はい。12番、松崎です。

国が法律を改正ということで、第5号が撤廃になるということですがけれども、撤廃する思惑というのはどこにあるのですかね。150日以上従事となる基準、これくらいの面積というのがあつてのことだと思つてはいますが、それ撤廃することでどういう風になっていくことを期待しているのかなど。

事務局 農地を担い手や新規就農者に集積、集約化、流動化ということかと。

松崎委員 畑は欲しい。でも150日もやるほどの畑はいらなくて人もいるでしょうからね。きちんと管理するとか何かあつても良かったのではなかったのかなど。以上です。

麻生委員 150日って話しが出ましたが、時間は別に決めてないですよ。

朝10分水やりして、夕方10分草取りしてでも1日ですよ。皮肉な言い方かもしれませんが。時間は何時間とは言つてないですよ。

事務局 確かに農地法とか農業経営基盤強化促進法自体に何時間との記載は無かつたかと、ただ、作付けする作物、その生育によって1日に必要な作業時間は異なりますので、常識の範囲内ということになるかと。

議長 他に質疑ありますか。

議長 それでは、他に質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よつて、議案第7号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第8号、いすみ市農業委員会「農地等の利用最適化の推進に関する指針の改定(案)」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第8号、いすみ市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（案）つきまして、ご説明いたします。

はじめに、この指針につきましては、昨年、令和4年第3回いすみ市農業委員会総会におきまして改定を行っておりますけれども、先程の議案第7号で説明いたしました、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行に伴いまして、今まで研修会等で「人・農地プラン」について説明、あるいは地元での協議に参加して頂いておりますけれども、これが「地域計画」として法定化するとともに農地の将来像を「目標地図」として作成して明確化することとなりました。

これに伴いまして、文言の追加修正等を行うものでございます。なお、目標等の数値の変更は、今回はございません。

また、この指針に関しましては、農業委員会に関する法律第7条第2項におきまして「農地利用最適化推進委員の意見を聴かなければならない」と規定されておることから、推進委員の皆様より書面による意見聴取を行っております。

内容につきましては、文言の追加修正等となることから、詳細な説明は割愛させていただきますが、先程もふれました「地域計画」の法定化、これに伴う農地中間管理事業の活用に関することが主な内容となっております。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することに、ご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第8号については、原案のとおり可決されました。

以上で提出された議案すべての審議が終了しました。

その他になりますが、何かありますでしょうか。

事務局 その他といたしまして「令和5年度最適化活動の目標の設定等」つ

きまして、ご説明いたします。

(説明)

議長 ただいまの説明につきまして何かありますか。

委員 (質疑)

議長 他にないようですので、ご了承願います。

事務局 引き続きまして、いすみ市農業委員会におけるタブレット型端末機に関する運用基準(案)につきまして、ご説明いたします。

(説明)

議長 ただいまの説明につきまして何かありますか。

委員 (質疑)

議長 他にないようですので、ご了承願います。

議長 他に何かありますでしょうか。

事務局 地目変更登記に係る照会に対する回答について、報告いたします。
今回は2月28日までに回答済の11件について、議案書に記載のとおり報告させていただきます。

以上で報告を終わります。

議長 他に何かありますでしょうか。

他にないようでございますので、本日、お諮りした議案すべてを終了しました。

以上をもちまして令和5年第3回いすみ市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。慎重審議ありがとうございました。

事務局 皆様、お疲れ様でした。

それでは、事務局から最後にご連絡をさせていただきます。

はじめに、4月の総会ですが、4月7日、金曜日、午後3時から、大原文化センター大会議室で、開催を予定しております。

なお、申請受付については、3月22日、水曜日、23日、木曜日、24日、金曜日の3日間となります。現地確認につきましては、3月27日、月曜日、28日、火曜日で予定しております。スケジュールの調整をよろしく願いいたします。

次に、新型コロナウイルス感染防止対策についてですが、政府の方針では

本年3月13日以降のマスク着用を個人の判断に委ねるとのアナウンスがされています。

いすみ市農業委員会においては、政府のアナウンスに従った対応をとりたいと思います。次回4月の総会からはマスクの着用は個人の判断に委ねることとしますが、議席については当面の間、現状の委員間の議席の距離を保つなどの基本的な感染予防対策を継続していきたいと思います。

また本日、2月分の活動記録簿お持ちの方は提出をお願いします。

以上で本日の会議日程は全て終了しました。長時間にわたり、ご苦勞様でした。

(閉会 午後4時35分)

議事録署名人

議長

4 番委員

1 0 番委員